

## 公的研究資金にもとづく事業の運営・管理に関わる規定

特定非営利活動法人 APEX(以下、団体という)が、文部科学省又は同省が所轄する独立行政法人等から配分される競争的資金をはじめとする公的研究資金の配分を受けて事業を実施する場合に、当該資金の管理を含め、事業を適正に管理・運営するための事項を、下記のとおり定める。

### 1. 管理体制の整備

公的研究資金の配分を受けた事業の実施に当たっては、下記の体制を整備する。

#### (1)最高管理責任者

職名：代表理事または事業毎に理事会で定める者

職務：不正防止対策の基本方針を定めて、研究資金の適正な使用のもとに研究活動が公正に行われるための体制を整備し、当該事業の運営・管理に関して、最終的な責任を負う。

#### (2)統括管理責任者

職名：副代表理事または事業毎に理事会で定める者。事業の規模、内容により、最高管理責任者が兼務する場合がある。

職務：最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の基本方針にもとづいて、研究資金の運営・管理を実質的に行い、実施状況を確認して、最高管理責任者に報告する。

#### (3)コンプライアンス推進責任者

職名：総務・経理担当マネージャーまたは事業毎に理事会で定める者(必要に応じて、以下の推進責任者の職務を補佐する副責任者を定めることができる)

職務：事業を担当する構成員に対するコンプライアンス教育の実施を管理し、構成員の公的研究資金の適切な管理・執行に関わるモニタリングを行い、必要に応じて改善する。また、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

### 2. 研究者の義務

公的研究基金を使用して研究を行うものは、団体が別に定める誓約書を提出し、同じく団体が定める「公的研究費の使用に関わる不正防止対策の基本方針ならびに行動規範」を遵守して、研究を実施しなければならない。

### 3. 研究費の執行

研究費の執行にあたっては、団体が別に定める「会計処理のルール」を遵守するものとする。

#### 4. 不正行為への対処

不正行為が行われた疑義が生じた場合、下記のとおり対処する。

- (1)最高管理責任者は、疑義を理事会に報告し、調査委員会による調査を行うかどうかを諮る。
- (2)調査委員会による調査を行うこととなった場合、調査委員会を組織し、調査方針、調査の対象と内容を決定し、当該調査を、委員会組織後 30 日以内(但し、告発にもとづく疑義の場合、告発の日から 30 日以内)に開始する。調査委員会には、団体に属さず、団体、告発者、被疑者と直接利害関係のない第三者を含むようにする。以上は配分機関及び文部科学省にも連絡する。
- (3)疑義が告発によるものである場合は、前項にかかわらず、調査の可否を配分機関及び文部科学省に連絡する。
- (4)当該調査が実施される場合、最高管理責任者は、調査対象関連研究費の使用停止を命じることができる。
- (5)調査委員会は、定められた方針と内容に沿って調査を行い、不正の有無、不正があった場合の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を明らかにした調査結果をまとめる。
- (6)被疑者は、調査委員会による調査結果が周知されてから 30 日以内に、不服申し立てを行うことができる。
- (7)調査委員会は、不服申し立てがあった場合、30 日以内に再調査を行うかどうか決定し、再調査を行う場合、決定後すみやかに着手する。
- (8)調査委員会は、最初の調査開始後 180 日以内に(但し、告発にもとづく場合は、告発の日から 210 日以内に)最終報告書をまとめ、最高管理責任者ならびに配分機関及び文部科学省に報告する。最終報告書には、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における資金・監査体制の状況、再発防止対策を含めるものとする。
- (9)期限までに調査が終了しない場合であっても、前記期日までに、配分機関には中間報告を提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、すみやかに認定し、配分機関に報告する。さらに、調査の終了前であっても、配分機関から求められた時は、調査の進捗状況および中間報告を提出する。
- (10)調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかわる資料の配分機関への提出または配分機関による閲覧、現地調査に応じるものとする。

#### 5. 告発の窓口等

- (1)団体の内外からの不正行為に関する告発窓口は、最高管理責任者とし、メール、郵送、

面談いずれの方法によっても受け付ける。

- (2)告発を受けた場合、最高管理責任者は、3 に沿って取り進める。その際、告発者および告発の内容等が関係者以外に漏えいしないように十分配慮する。

## 6. 懲戒処分

団体の職員が法令、団体との契約、団体の規定等に違反し、不正とみなされる行為を行った場合、故意または過失により団体に重大な損害(未遂を含む)を与えた場合、団体の名誉や信頼を傷つける行為を行った場合には、その内容や程度、社会的影響等を総合的に勘案し、理事会の決定により、以下の処分のいずれかを行う。団体の役員の不正に関しても、これに準ずる処分を行う。

- (1)懲戒解雇
- (2)諭旨解雇
- (3)停職
- (4)減給
- (5)戒告
- (6)嚴重注意

## 7.取引業者の不正防止等

取引業者に対しても、最高管理責任者が必要と認めた場合には、不正防止のための誓約書の提出を求める。また、不正な取引に関与した取引業者に関しては、取引を停止する。

## 8.内部監査

- (1)内部監査は、年1回以上実施し、前年度の会計報告案が作成された時点で、監査計画を立案の上、財務諸表、総勘定元帳ならびに証拠書類等を確認し、明確な根拠にもとづいた適正な会計処理が行われていることを確認する。不適切な経理処理等が行われている場合は、それを指摘し、改善を勧告する。
- (2)公的資金の使用に関して不正が見出された際は、即刻、最高管理責任者に報告し、合わせて不正発生要因を分析して、再発防止に努める。

## 附則

この規則は、2017年2月13日から施行する。

(様式1)

年 月 日

特定非営利活動法人 APEX

代表理事 井上 斉 殿

## 誓約書

このたび、特定非営利活動法人 APEX(以下、団体という)の〇〇事業において、公的資金による研究を行うにあたり、以下を誓います。

### 記

1. 法令、団体との契約、団体の規定、担当する事業に関連する規則等を遵守し、不正行為を行いません。
2. 上記に違反した場合は、団体の処分に従い、法的な責任を負います。

以 上

年 月 日

氏名

印